

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	九度山町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年九度山町条例第21号）別表第一 第2の項 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（平成18年九度山町条例第17号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条</p> <p>この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、老人、乳幼児、重度心身障害児者、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>・九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による重度心身障害児者医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号イ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者若しくは当該申請者と同一の世帯に属する者又は当該申請者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
---------------	---	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条による重度心身障害児者医療費の受給資格の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号イ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯も属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ロ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者若しくは当該申請者と同一の世帯に属する者又は当該申請者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考		
----	--	--

届出情報

届出日	2016年09月23日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	